建築物石綿含有建材調査者講習（一般）

の受講申込を受け付けしています。

　建設業労働災害防止協会茨城県支部では、標記講習について、令和５年１月30日（月）～31日（火）に第３回講習を、令和５年２月20日（月）～21日（火）に第４回講習を開催する予定であり、現在、これら講習の受講申込の受付を行っています。

　建築物の解体工事を行う際には、使用されている建材に石綿が含有しているかどうかの事前調査が必要であり、さらに令和５年１０月からは、有資格者（石綿含有建材調査者講習修了者等）が事前調査を行うことが義務付けられます。

　また、建築物の改修工事等についても、事前調査（有資格者による調査）が必要です。

これらの作業を行う事業所にあっては、早めに有資格者を確保することが望ましいとされています。

　この講習の詳しい内容や具体の申し込み手続きなどについては、[「こちら」](http://www.kensaibou-iba.com/sonokyoiku/ishiwataganyutyousa.htm)

をご覧ください。